

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

案件名	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案) (大口信用供与等規制にかかる改正)	
コメント募集期間	令和5年6月30日～同年7月31日	
凡例	正式名称	略称
	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	監督指針
	最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件 (令和5年金融庁告示第39号)	告示

No.	条文番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	IV-5-5-4-3 (3) ①	監督指針IV-5-5-4-3 (3) ①第2段落の「今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画」については、告示第6条第2項第2号の「その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面」として承認申請書に添付させる（承認の事前に提出させる）と解して差し支えないか。また、同段落「計画の履行状況を報告」させた結果、適切に計画の履行がされていない場合については、承認を取り消すこととなるのか。	いずれもご理解の通りです。
2	IV-5-5-4-3 (3) ②	監督指針IV-5-5-4-3 (3) ②第1段落の「下記イからハに掲げるような事情があり、最終指定親会社の健全性に影響が生じないと認められる場合」については、イからハに掲げるような事情があることが「最終指定親会社の健全性に影響を生じないと認められる」ことの判断基準であるという意味なのか。または、同イからハに掲げるような事情があり、かつ、最終指定親会社の健全性に影響が生じないと認められることが告示第6条第1項第6号の判断基準になるという意	イからハに掲げる事情は、あくまでも例示ですが、これらの事情に加えて、最終指定親会社の健全性に支障が生じないと認められる必要があります。

No.	条文番号	コメントの概要	金融庁の考え方
		味なのか、明らかにされたい。	
3	IV-5-5-4-3 (3) ②	監督指針IV-5-5-4-3 (3) ②に、「ニ」として、「信用供与等限度額超過の額が、信用供与先に対する決済用預金の額を下回る場合」を追加すべきである。決済用預金は、預金保険制度により全額保護されるため、信用供与先が破綻した場合においても、経営の健全性に影響しない。	ご指摘の事情については個別具体的な事案に即して判断する必要があることから、監督指針に規定することはしていません。 なお、信用供与等の限度額超過の承認は、個別具体的な事案に則して検討することとなるものと考えられます。
4	IV-5-5-4-3 (3) ②ハ	本改正は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」にかかる改正であり、銀行および銀行グループに直接適用されるものではないと理解しているが、本改正で示された考え方は、銀行および銀行グループにおける特例承認についても同様に当てはまるとの理解でよいか。	ご指摘の通り、本監督指針の改正は、銀行および銀行グループに直接適用されるものではありません。銀行および銀行グループにおける特例承認の考え方については、銀行および銀行グループの特性を踏まえ、個別具体的な事案に則して判断する必要があります。